

事 務 連 絡  
平成 24 年 4 月 9 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

## 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令及び動物医薬品 検査所標準製剤等配布規程の一部を改正する告示の制定について

このことについて、平成 24 年 3 月 29 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方よろしく申し上げます。

なお、このたびの通知は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 2 項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成 24 年農林水産省令第 21 号）及び動物医薬品検査所標準製剤等配布規程の一部を改正する告示（平成 24 年 3 月 29 日付け農林水産省告示第 850 号）が別添のとおり平成 24 年 3 月 29 日付けをもって公布され、同日から施行されたことについて、本会会員に周知を依頼されたものです。

なお、今回の改正内容は下記のとおりであり、参考にされたいとの旨、連絡を受けています。

### 記

#### 1 改正の内容

##### (1) 動物用医薬品等取締規則

セフポドキシムプロキセチルを有効成分とする強制経口投与剤が承

認められることに伴い、当該製剤を要指示医薬品として指定することとし、別表第3に追加される。

(2) 動物医薬品検査所標準製剤等配布規程

セフトロキシムプロキセチルを有効成分とする強制経口投与剤が承認されることに伴い、常用標準セフトロキシムプロキセチルを別表に追加される。

2 施行期日

平成24年3月29日

3 参考

承認される動物用医薬品は以下のとおり。

○シンプリセフ錠（ファイザー株式会社）

【有効成分】セフトロキシムプロキセチル

【効能・効果】犬：細菌性皮膚感染症

本件のお問い合わせ先

事業担当：笹川

TEL 03-3475-1601